1. 株券等に関する業務規程施行規則(平成14年6月17日通知)

(下線部分変更)

新

(電磁的方法による情報提供)

- 第2条 規程第6条第1項に規定する規則で定める 電磁的方法は、次に掲げる方法をいう。
 - $(1) \sim (3)$ (略)
 - (4)株式会社東京証券取引所が運用するTarget システムのうち保振サイトと称するものであっ て、会社及び参加者が、電磁的方法によりアクセ スすることによって情報の提供を受ける方法
- 2 前項<u>第1号から第3号まで</u>に掲げる方法による データ授受の時間及びその制限は、別表1のデー タの種別の区分に応じ、同表の時間及び備考の欄 に定めるところによるものとする。

第3条 削除

(障害発生時の取扱い)

- 第4条 機構は、<u>第2条</u>に規定する方法による情報 の授受ができない状況にあり、又は困難な状況に あると認める場合は、次の各号に掲げる障害の発 生状況の区分に応じ、当該各号に定める方法により行う。
 - (1) 第2条<u>第1項第1号から第3号まで</u>に掲げる 方法の全部又は一部の障害 機構があらかじめ 定める様式の磁気テープ、フロッピーディスク 又は伝票(光学式文字読取装置の伝票を含む。) による入出力
 - (2) <u>第2条第1項第4号</u>に規定する方法の障害 ファクシミリ又は書面による通知
- 2 前項の場合は、機構は、速やかにその旨を、ファクシミリその他の手段により<u>会社及び参加者</u>に 通知する。

旧

(情報の提供方法)

- 第2条 規程第6条第1項に規定する規則で定める <u>もの</u>は、次に掲げる<u>もの</u>をいう。
 - $(1) \sim (3)$ (略)

(新設)

2 前項<u>各号</u>に掲げる方法によるデータ授受の時間 及びその制限は、別表1のデータの種別の区分に 応じ、同表の時間及び備考の欄に定めるところに よるものとする。

(保振サイトを利用した情報提供)

第3条 規程第6条第2項に規定する規則で定める ものは、株式会社東京証券取引所が運用する電子情 報処理組織のうち東証WANと称するものであっ て、参加者及び参加者口座簿に記載された質権者が 保振サイトと称する記録に電磁的方法によりアクセ スすることによって情報の提供を受ける方法をい う。

(障害発生時の取扱い)

- 第4条 機構は、<u>前2条</u>に規定する方法による情報の授受ができない状況にあり、又は困難な状況にあると認める場合は、次の各号に掲げる障害の発生状況の区分に応じ、当該各号に定める方法により行う。
 - (1) 第2条<u>第1項各号</u>に掲げる方法の全部又は一部の障害 機構があらかじめ定める様式の磁気テープ、フロッピーディスク又は伝票(光学式文字読取装置の伝票を含む。)による入出力
 - (2) 前条に規定する方法の障害 ファクシミリ又 は書面による通知
- 2 前項の場合は、機構は、速やかにその旨を、ファクシミリその他の手段により<u>参加者及び参加者</u> 口座簿に記載された質権者に通知する。

新	旧
(届出事項)	(届出事項)
第10条 規程第19条に規定する規則で定める参	第10条 規程第19条に規定する規則で定める参
加者の届出事項は、次に掲げる事項とする。	加者の届出事項は、次に掲げる事項とする。
(1) (略)	(1) (略)
(2)機構との間の保管振替業に係る業務を、第2	(2)機構との間の保管振替業に係る業務を、第2
条 <u>第1項第1号から第3号まで</u> に掲げる方法に	条 <u>第1項各号</u> に掲げる方法により処理する場合
より処理する場合は、同項第1号から第3号ま	は、同項各号により処理する業務の内容
<u>で</u> により処理する業務の内容	
(3) ~ (14) (略)	(3) ~ (14) (略)
$2\sim4$ (略)	$2 \sim 4$ (略)

2. 附 則

この改正規定は、平成19年12月3日から施行する。

以 上